

# 「NHK歳末たすけあい」助成要綱

社会福祉法人 千葉県共同募金会

## I 助成対象

### 1 対象事業

#### (1) 事業

民間の社会福祉事業、更生保護事業その他県内の社会福祉増進のため必要と認められる事業を対象とする。

#### (2) 整備

福祉施設・県域団体の機器・備品等購入、新築・増築・改築等及び修理等の費用及び、整備する福祉車両（障害者通所施設のマイクロバスを含む。）の購入費を助成対象とする。

なお、「災害」については、第2次助成（B）（備品の購入）で対応する。

※助成の決定にあたっては、寄付者の理解と共感を得られる事業を優先する。

### 2 対象団体

#### (1) 事業費助成

社会福祉法人（更生保護法人、財団法人、社団法人を含む。）、NPO法人、任意団体（構成員10名以上の団体）で、次の各号に合致するものを対象とする。

- ① 団体の規約等を備えていること。
- ② 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- ③ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ④ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- ⑤ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- ⑥ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

#### (2) 整備費助成

福祉施設・県域団体（県域にわたって活動する福祉団体、NPO法人、任意団体をいう。）。

助成対象となる施設種別は別表1「NHK歳末助成対象施設種別一覧」による。

#### (3) 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体は助成の対象とはしない。

- ① 新設の団体であって開始後1年未満のもの。ただし、緊急に必要と認められるもの等で、千葉県共同募金会（以下「本会」という。）において適当と認められたものはこの限りではない。
- ② 国または地方公共団体が設置もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされるもの。
- ③ 共同募金助成金以外の収入が期待でき、これによって当該事業が実施できるもの。

④ 対象者に対して無差別平等の取扱いをせず、構成員の互助共済のみを行うもの。

(4) 助成を受ける団体は、助成金を適正に活用し、これによって地域社会の寄付者の信頼に応えなければならない。

(5) 助成を受ける団体は、常に会計帳簿を整理して経理内容を明らかにしておくとともに、本会の要求がある場合、その監査を拒むことはできない。

## II 申請・助成時期

- ・ 施設利用者助成

### (1) 申請時期

<第1次助成申請・広域助成> 4月～5月

<第2次助成申請・(A)・(B)> 11月

(A)：当年度7月に配分委員会で決定した助成内容・施設

(注1) 今現在起こっている課題に即応できるように助成を展開する。

(B)：助成施設を通じた施設利用者への助成

(災害対策用備品購入を含む。)

### (2) 申請書類

- ・ ①第1次助成申請書の様式は、別添様式1から様式5とする。
  - ・ ②第2次助成申請書の様式は、別添様式6とする。
- なお、その他必要な事項は、別途手引きで定める。

### (3) 助成時期

<第1次助成> 広域助成を必要とする施設

当年度助成：8月（決定通知）、2月～（助成金送金）

(注2) 施設利用者助成<第1次助成>は、NHK歳末たすけあい前年度繰越金の範囲内で助成。

<第2次助成>

当年度1月（助成決定通知）、3月（助成金送金）

### Ⅲ 助成内容

#### (1) 助成対象施設等

	第1次助成	第2次助成	
		(A)	(B)
申請時期	5月から6月	11月	11月
助成時期	8月（助成決定通知）	1月（助成計画・助成決定通知）	同左
助成率	基本基準額： 算定額の最大75% NPO法人、任意団体： 算定額の最大100%	上限額を設定	第1次助成と同じ
予算額	NHK歳末たすけあい前 年度繰越金の範囲内	NHK歳末たすけあい 募金の範囲	同左
助成上限額	100万円	10万円	20万円
助成対象施設	別表1「NHK歳末助成対象施設種別一覧」	7月開催予定の配分 委員会で決定する。 当年度のみ助成	第1次助成と同じ
助成内容	広域助成 施設の新築・増築・改築 等及び修理等 機器、備品、福祉車両 整備等	7月の決定による。	助成施設を通じた施設 利用者への助成（施設 利用者の役に立つ備品 （耐久財に限る。）の購 入費（設置費・修繕費を 含む。）等に対する助 成）

#### (2) 助成施設の選定方法

- ① 助成対象施設を運営する団体からの申請に基づき助成施設を選定する。
- ② 助成は、寄付者の理解と共感が得られるものを優先する。
- ③ 今年度に赤い羽根共同募金から広域助成を受けた施設。また、過去2年の間にNHK歳末たすけあい助成を受けた施設は助成対象とならない。

#### IV 助成までの流れ

別表2「助成までの流れ」のとおり

#### V 受付窓口

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒 260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4F

電話 043-245-1721

#### 附則

- 1 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 令和5年3月23日一部改正。  
施行は、令和5年4月1日からとする。

別表1 「NHK歳末助成対象施設種別一覧」

施設種別		摘要
生活保護施設	救護施設	
老人福祉施設	養護老人ホーム（一般）	
	特別養護老人ホーム（同一住所は1施設扱い）	サテライト型特養は対象外
	地域密着型介護老人福祉施設	（小規模特別養護老人ホーム）
	小規模多機能型居宅介護事業／ 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型老人共同生活援助事業／ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	（認知症グループホーム）
障害者総合支援法に基づく施設	療養介護	
	生活介護	
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
	宿泊型自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援（A・B）	
	自立生活援助	
	就労定着支援	
	障害者支援施設	
	地域活動支援センター	
福祉ホーム		
障害者グループホーム	共同生活援助（グループホーム）	
	障害者生活ホーム	
	精神障害者ふれあいホーム	（精神障害者生活ホーム）
精神障害者社会復帰施設	精神障害者共同作業所	
児童福祉施設	児童発達支援事業所	
	放課後等デイサービス事業所	
	福祉型障害児入所施設	
	福祉型児童発達支援センター	
	児童心理治療施設	
	児童養護施設	
	乳児院	
母子生活支援施設		
婦人保護施設	婦人保護施設	
更生保護施設	更生保護施設	

別表2 「助成までの流れ」

千葉県 共同募金会	施設利用者助成 【第1次助成】	施設利用者助成 【第2次助成】(A)、(B)
	<p data-bbox="555 427 890 501">申請募集通知 4月上旬</p> <p data-bbox="555 524 890 598">申請受付 4月～5月</p> <p data-bbox="555 636 922 710">ヒアリング 6月中旬まで</p>	
<p data-bbox="256 636 507 748">配分委員会 7月上旬</p> <p data-bbox="245 792 512 896">理事会・評議員会 7月中旬</p>	<p data-bbox="576 837 922 949">助成決定通知 8月上旬</p>	<p data-bbox="1002 822 1362 896">申請募集通知 10月上旬</p>
<p data-bbox="245 1039 496 1151">配分委員会 12月中旬</p>		<p data-bbox="1018 978 1347 1061">申請受付 11月</p>
	<p data-bbox="592 1308 906 1420">事業結果報告 1月下旬～</p>	<p data-bbox="986 1279 1374 1397">助成計画・助成決定通知 1月上旬</p>
<p data-bbox="245 1599 496 1711">配分委員会 3月上旬</p>	<p data-bbox="560 1480 938 1599">助成金送金 2月～</p>	<p data-bbox="986 1615 1374 1733">事業結果報告 3月上旬～</p>
<p data-bbox="245 1778 512 1890">理事会・評議員会 3月中旬</p>		<p data-bbox="986 1800 1374 1912">助成金送金 3月下旬</p>